

中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針

1. 中央大学内の責任体系の明確化

中央大学(以下「本大学」という。)は、「中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程」(以下「公的研究費適正使用規程」という。)において、最高管理責任者が、本大学における公的研究費の使用及び管理を統括し、その下に統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く体制を定め、また、公的研究費に関する通報制度を定めたので、これを広く周知及び公表し、もって公的研究費の適正な使用環境構築に資するものとする。

なお、コンプライアンス推進責任者は、公的研究費適正使用規程第6条3項に定める啓発、報告及び改善の指示にあたり、最高管理責任者の同意を得て、自らを補佐する者(「コンプライアンス推進副責任者」という。)を指名することができるものとする。

2. 適正な使用及び管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び管理にあたり不適正な使用を誘発する要因を除去し、不適正な使用を十分に抑止するため、次に掲げる環境・体制の構築を図るものとする。

- (1) 公的研究費の使用及び管理に関わる者(以下「関係者」という。)に公的研究費の提供条件、法令及び本大学の規程等を遵守させること。公的研究費の使用に関するルールの明確化及び統一化を推進し、提供条件と本大学の規程等に相違がある場合は、規程等の整備等を行い、関係者へ公的研究費の使用に関する明確かつ統一的なルールの周知に努めること。
- (2) 事務処理に関わる者の職務権限を明確にし、職務分掌規程等と運用実態が乖離しないように、恒常的な監視及び見直しを行うこと。また、研究者発注を行う場合には、発注ルールを遵守させ、その発注行為に責任が付随することについて研究者に周知を行うこと。
- (3) 関係者の意識向上を目的とし、必要な情報を掲載した冊子等の配布及び説明会の実施などのコンプライアンス教育を定期的実施し、また、関係者に公的研究費の適正な使用に関する誓約書の提出を求めること。
- (4) 公的研究費適正使用規程第12条に定める、公的研究費の不適正な使用の通報等を受ける窓口について、本大学内外に、その利用方法及びルール等の周知を行うこと。
- (5) 通報を受けた場合は、遅滞なく、公的研究費適正使用規程第15条から第25条の定めに基づき予備調査及び本調査等を実施し、適宜、配分機関へ報告及び協議の上、関係者への懲戒手続き等、必要な対応を行うこと。

3. 不適正な使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費適正使用推進委員会(以下「委員会」という。)は、公的研究費適正使用規程第4条、第8条、第10条及び第11条の定めに基づき、研究費の不適正な使用を発生させる要因を把握し、同規程第4条4項に定める基本方針実施細目(以下「実施細目」という。)の一つとして、不正防止計

画を策定し、その実施状況に係る点検を行うものとする。また、委員会は、関係者の自主的な取組を喚起し、不適正な使用の発生を防止するための啓発活動を行うものとする。

なお、委員会は上記の活動につき年次報告書を作成し、公表するものとする。

4. 研究費の適正な使用及び管理活動

委員会は、実施細目において、関係者が公的研究費を適正に使用するに際して特に留意すべき事項を定め、また、関係者及び本大学と取引関係のある者に対し、不適正な使用の発生を防止するために求める具体的施策(誓約書の提出を含み、かつ、これに限定されない。)を定めるものとする。

コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画等の実施細目を踏まえ、適正な予算執行を行わせるため、執行状況を確認し、当初計画に比較して著しい遅れや偏りが認められる場合には、改善策等を講じるものとする。

5. モニタリング及び監査

最高管理責任者は、公的研究費が適正に使用されていることを検証できるモニタリング体制(非常勤雇用者の雇用管理、研究者の出張計画の実行状況の把握等を含み、かつ、これらに限定されない。)を構築し、公的研究費の不適正な使用の発生を防止するものとする。

また、最高管理責任者は、公的研究費の不適正な使用が発生するリスクに関して、内部監査室及び外部監査法人が行う重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)に積極的に協力し、また、内部監査室、外部監査法人及び監事の3者が、公的研究費の適正使用に係る情報や意見の交換等の連携の強化を行い、もって、恒常的に組織的牽制機能を充実、強化することに協力するものとする。

6. 情報発信・共有化の推進

本大学が、公的研究費を適正に使用して研究を推進し、その成果を社会に還元するためには、研究及び公的研究費に係る本大学内の情報共有はもとより、これらについて、本大学が社会に対して主体的に情報発信を行うことが必要かつ重要であることに鑑み、その研究、公的研究費の執行及び適正使用管理体制について、積極的に情報発信を行うものとする。

7. その他

最高管理責任者は、環境の変化に応じて、この基本方針及び実施細目について、恒常的に見直しを行うものとする。

以上